

改 正 後	改 正 前
個⑥037-1 試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】 試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書 この明細書は、青色申告者が平成 21 年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第 10 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項に規定する試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。 この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。 1 記載要領 (1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。 (2) 「②」欄には、「試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書」の「⑤」欄の金額を記載します。 (3) 「④」欄には、「③≧10%」の場合には「0.1」と記載し、「⑤」欄には、「③<10%」の場合には、「③×0.2 + 8/100」で計算した金額を記載します。 (4) 「⑥」欄には、「⑤」欄の記載がない場合には「①×④」の金額を記載し、「⑤」欄の記載がある場合には「①×⑤」の金額を記載します。 (5) 「⑦」欄には、次の算式により計算した額を記載します。 $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ (注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法 41、41 の 3 の 2)、政党等寄附金特別控除(措法 41 の 18)、住宅耐震改修特別控除(措法 41 の 19 の 2)、住宅特定改修特別税額控除(措法 41 の 19 の 3)、認定長期優良住宅新築等特別税額控除(措法 41 の 19 の 4)、電子証明書等特別控除(措法 41 の 19 の 5)及び外国税額控除(所法 95)の規定を適用しないで計算した額です。 2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。 (6) 「⑪」欄には、「⑤」欄の記載がない場合には「0.02」と記載し、「⑤」欄の記載がある場合には「0.12－(⑤欄の割合)」を小数で記載します。 (7) 「⑬」欄は、本年分の試験研究費のうちに特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費に係る試験研究の内容を記載します。 (注) その特別試験研究費が平成 21 年改正前の租税特別措置法施行令第 5 の 3 第 14 項第 1 号又は第 2 号、第 5 号に掲げる試験研究に係るものであるときには、所定の証明書の添付が必要となります。 (8) 「翌年繰越税額控除限度超過額の計算」の「総額」欄には試験研究費の総額に係るものを記載し、「特別」欄には特別試験研究に係るものを記載します。 (9) 「㉔」欄の「計」欄までの各欄は、前年のこの明細書の「㉔」欄の金額を移記します。 (注) 「⑬」欄の控除額が「⑨」欄、「⑭」欄及び「⑰」欄の 2 以上の欄に係る控除額から構成されている場合には、「⑨」欄、「⑭」欄、「⑰」欄の順に控除します。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 旧措法第 10 条	個⑥037-1 試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】 試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書 この明細書は、青色申告者が平成 21 年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第 10 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項に規定する試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。 この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。 1 記載要領 (1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。 (2) 「②」欄には、「試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書」の「⑤」欄の金額を記載します。 (3) 「④」欄には、「③≧10%」の場合には「0.1」と記載し、「⑤」欄には、「③<10%」の場合には、「③×0.2 + 8/100」で計算した金額を記載します。 (4) 「⑥」欄には、「⑤」欄の記載がない場合には「①×④」の金額を記載し、「⑤」欄の記載がある場合には「①×⑤」の金額を記載します。 (5) 「⑦」欄には、次の算式により計算した額を記載します。 $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ (注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法 41、41 の 3 の 2)、政党等寄附金特別控除(措法 41 の 18)、住宅耐震改修特別控除(措法 41 の 19 の 2)、住宅特定改修特別税額控除(措法 41 の 19 の 3)、認定長期優良住宅新築等特別税額控除(措法 41 の 19 の 4)、電子証明書等特別控除(措法 41 の 19 の 5)及び外国税額控除(所法 95)の規定を適用しないで計算した額です。 2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。 (6) 「⑪」欄には、「⑤」欄の記載がない場合には「0.02」と記載し、「⑤」欄の記載がある場合には「0.12－(⑤欄の割合)」を小数で記載します。 (7) 「⑬」欄は、本年分の試験研究費のうちに特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費に係る試験研究の内容を記載します。 (注) その特別試験研究費が平成 21 年改正前の租税特別措置法施行令第 5 の 3 第 14 項第 1 号又は第 2 号、第 5 号に掲げる試験研究に係るものであるときには、所定の証明書の添付が必要となります。 (8) 「翌年繰越税額控除限度超過額の計算」の「総額」欄には試験研究費の総額に係るものを記載し、「特別」欄には特別試験研究に係るものを記載します。 (9) 「㉔」欄の「計」欄までの各欄は、前年のこの明細書の「㉔」欄の金額を移記します。 (注) 「⑬」欄の控除額が「⑨」欄、「⑭」欄及び「⑰」欄の 2 以上の欄に係る控除額から構成されている場合には、「⑨」欄、「⑭」欄、「⑰」欄の順に控除します。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 旧措法第 10 条